

事業者の皆様へ

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等がより迅速に行えるようになりました

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

指定数量以上の危険物は、消防法により許可された場所（危険物施設）以外での貯蔵・取扱いは禁止されていますが、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱いが可能となります。



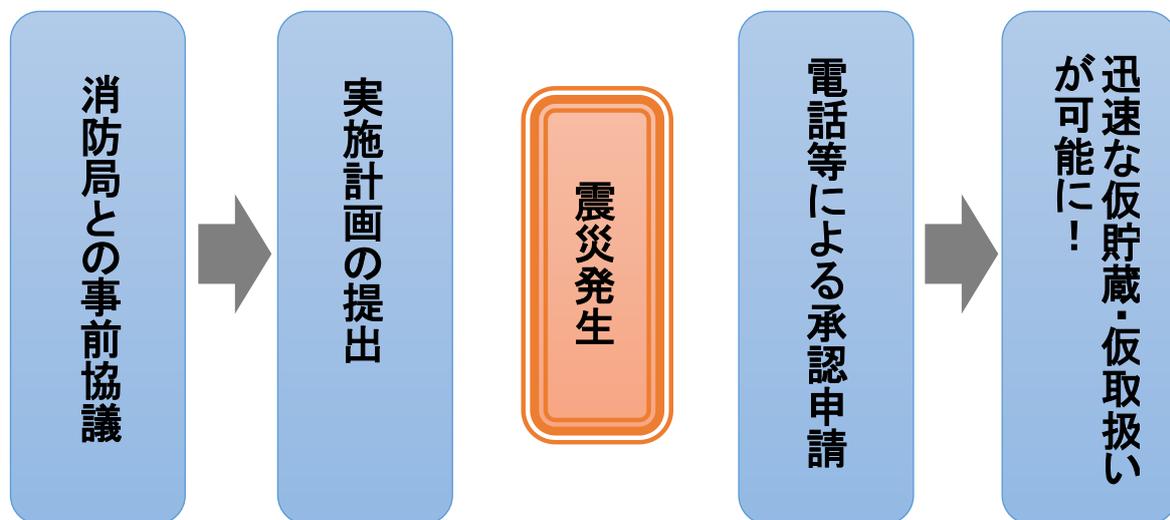
2 東日本大震災においては・・・

給油取扱所等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所等をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。



【ドラム缶による燃料の一時的な貯蔵例】

3 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を迅速に行うためには



この東日本大震災の教訓から、その一連の手続きがより迅速に行われることを目的に、想定される仮貯蔵・仮取扱いの内容に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画を予防規程に規定するなどしておくことで、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認申請が電話等で可能になりました。

なお、設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等については、事前に予防規程の変更等を行うことにより仮貯蔵・仮取扱いの承認は必要としません。



【非常用発電機】



【緊急用可搬式ポンプ】

【実施計画の作成等については下記までお問い合わせください】

千葉市消防局予防部指導課危険物係

電話：043-202-1667

メール：shido.FPP@city.chiba.lg.jp

